

郵送による税関係証明書の請求について

村外にお住まいの方（役場窓口に行きづらいことのできない方）の税関係証明書等の請求は、郵送による方法をお願いしております。

申請書に必要な事項をご記入いただき、手数料とご本人確認書類、切手を貼付し送付先を記入した返信用封筒とともに郵送によりご請求いただきますようお願い申し上げます。

1. 税関係証明書交付等申請書

申請書の各必要項目にご記入・押印してください。

【ご請求される証明書の「年度」「種類」をご確認ください】

- ・村・都民税（住民税）の「課税証明書」や「所得証明書」は、1月1日時点の住所地（住民税が課税されている住所地）で交付されます。

例：「令和元年（平成31年度）の村・都民税（住民税）課税証明書」や「平成30年中の所得証明書」は、平成31年1月1日時点の住所地で交付されます。

- ・必要とする（申請する）証明書（年度や種類）は、証明書の提出先にご確認ください。申請書に記入漏れや間違いがあると、提出先で必要とする証明書が交付されません。

2. ①申請書記載の個人番号の確認書類（「個人番号カード」または「本人通知カード」の写し）

- ②申請者ご本人の確認書類（運転免許証やパスポートの写しなど、ご本人が証明書を請求していることが確認できる書類の写し。なお、①で「個人番号カード」の写しを同封される場合には、他の本人確認書類は必要ありません）

※申請者と納税義務者が異なる場合、申請者（代理人）への委任状が必要です。

※申請者が相続人の場合、相続関係のわかる戸籍謄本の写しなども必要です。

3. 交付手数料分の「定額小為替証書」（切手などでのお支払いはできません）

- ・交付手数料は、証明書1通につき300円です。

ただし、土地・家屋の評価証明書は、1筆（棟）につき300円となります。

固定資産名寄台帳は、台帳の縦覧期間中（4月1日から4月30日）に、固定資産の所有者、法定相続人またはそれぞれの代理人が申請した場合には無料です。

- ・定額小為替証書は、お近くの郵便局でお買い求めください。

※定額小為替証書には何も記入せず、そのまま同封してください。

- ・証明書の用途・提出先によっては手数料が免除されます。

別紙「証明書交付手数料の免除について」をご覧ください、該当する場合には申請書「申請理由」欄の該当箇所にチェック、もしくはその旨をご記入ください。

4. 返信用封筒（証明書の送付先住所、宛名を明記の上、84円分の切手を貼ったもの）

請求される証明書が多い場合（定形封筒の場合、概ね4通まで84円、5通から10通では94円分を貼付してください）や、速達や書留をご希望される場合は、必要金額の切手を返信用封筒にお貼りください。

なお、東京⇄小笠原間は定期船のダイヤに依存し、速達により早くなることはありません。

また、書留ではその扱いにより次便での発送となる（遅くなる）場合があります。

東京⇄小笠原間のおよそ6日の定期船の行程により、また、定期船の入港・出港が週末や連休にかかる場合など郵便物の配達状況により、ご請求からお手元に届くまで1～2週間、もしくは、それ以上かかる場合もあります。ご請求される証明書について、添付書類として提出期限がある場合などは、事前にお電話でお手元に届く見込みの日などをお問い合わせいただき、ご確認されることをお勧めいたします。

5. 証明書の請求及びお問い合わせ先

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町 小笠原村役場 財政課 税務係 04998-2-3112